

## 森林整備保全事業計画（案）に対する意見について

- 1 募集期間 平成26年2月21日(金)～平成26年3月22日(土)の30日間
- 2 提出者数 5件（個人3件、団体・法人2件）
- 3 提出項目数 9項目
- 4 処理状況

| 処理結果の区分           | 項目数 | 提出意見の例（概要）   |
|-------------------|-----|--|
| 1 趣旨を取り入れているもの    | 3   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来の木材安定供給の観点や二酸化炭素吸収作用の保全・強化を図るため、適正な間伐等を実施するとともに、主伐・再造林を計画的に進めていくべき。</li> <li>○ 森林整備等を推進していくためには、森林の所有の境界明確化が重要であり、本計画にその旨を記載すべき。</li> </ul>                                       |
| 2 趣旨の一部を取り入れているもの | 3   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主伐・再造林を進めていくためには、苗木の安定供給が必要不可欠。苗木の供給が減少していることから、将来の苗木需要の増加量を示すべき。</li> <li>○ シカ等による被害が増加しており、再造林の大きな障害となっている。政府は、当面の捕獲目標として10年後の生息頭数を半減するとしているが、本計画においても具体的な数値等を記載できないか。</li> </ul> |
| 3 修正するもの          | 0   |  |
| 4 今後の検討課題等        | 3   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特に必要性の高い箇所から優先的に防災対策を進めるためには、森林基本図、森林簿、森林計画図のより詳細な調査が必要であり、国が一定の基準で面的、定量的、定性的に資源把握すべき。</li> <li>○ 地球温暖化対策としての間伐の効果に対する評価方法や、計算方法が曖昧である。</li> </ul>                                  |
| 合 計               | 9   |  |

## 5 意見の要旨及び処理の結果（案）

|          |                    |         |
|----------|--------------------|---------|
| 処理の結果の区分 | 1： 趣旨を取り入れているもの    | ( 3 項目) |
|          | 2： 趣旨の一部を取り入れているもの | ( 3 項目) |
|          | 3： 修正するもの          | ( 0 項目) |
|          | 4： 今後の検討課題等        | ( 3 項目) |

| 番号 | 該当箇所   | 意見の要旨  | 処理の結果<br>(案) | 処理の理由等(案)  |
|----|--|--|--------------|--|
| 1  | 第2 事業の目標及び事業量<br>1 事業の目標<br>(3)持続的な森林経営の推進<br><森林資源の平準化の促進>  | 我が国人工林の多くは間伐等が必要な育成段階にある一方、高齢級の人工林が増加している。将来の安定的な木材供給の観点や二酸化炭素吸収作用の保全・強化を図るため、適正な間伐等を実施するとともに、主伐・再造林を計画的に進めていくことが重要である。<br>林政審議会の資料によると人工林面積の目標値は、全国森林計画の当初5年間の平均値(2.5万ha/年)となっているが、近年の造林面積(2.4万ha/年)と同程度の規模であり、国土の強靱化を推進するためにも、さらに数値を増やすことはできないか。 | 1            | ご意見のとおり、主伐・再造林を計画的に進めて行くことは重要であると考えています。<br>ご指摘の造林面積の実績2.4万ha(H23)には、育成単層林における再造林のほか、育成複層林における樹下植栽や拡大造林の面積が含まれています。<br>一方、本計画の目標値は、育成単層林における再造林のみの面積であり、今後5年間の年平均で2.5万ha実施することを想定して設定しています。                        |
| 2  | 第3 事業実施に当たっての留意事項<br>1 施策連携の強化等<br>(3)事業の効果的な実施<br>(苗木の安定供給) | 主伐・再造林を計画的に進めていくためには、優良苗木の安定供給が必要不可欠であるが、山行苗木の生産量は減少の一途をたどっている。<br>苗木の出荷までには3年以上の期間が必要であることから、将来にわたる山行苗木需要量の増加量を示すことで、苗木生産事業者が作業の効率化やコストの低減に積極的に対応できるものと思われる。  | 2            | ご意見のとおり、主伐・再造林を進めていくためには、苗木の安定供給が必要不可欠であることから、本計画においても、第3の「1(3)事業の効率的な実施」の中で、苗木の安定供給体制整備等の取組と連携して森林整備を推進する旨を記述しています。<br>ただし、本計画は、全国森林計画に沿って、森林整備保全事業を実施した場合、どのような成果が得られるのかを示すための計画であるため、苗木需要の増加量を示していないことをご理解願います。 |
| 3  | 第3 事業実施に当たっての留意事項<br>1 施策連携の強化等<br>(3)事業の効果的な実施<br>(鳥獣害の防止)  | 野生生物による被害、特にシカによる被害は増加の一途であり、再造林を進める上で大きな障害となっている。政府は、当面の捕獲目標として10年後の平成35年度までに生息頭数を半減するとしており、具体的な数値や表現をすることはできないか。   | 2            | ご意見のとおり、主伐・再造林を進めていくためには、鳥獣害対策を徹底する必要があることから、本計画においても、第3の「1(3)事業の効率的な実施」の中で、鳥獣害対策を徹底した上で、森林整備等を推進する旨を記述しています。<br>ただし、本計画は、全国森林計画に沿って、森林整備保全事業を実施した場合、どのような成果が得られるのかを示すための計画であるため、捕獲頭数の目標を示していないことをご理解願います。         |

| 番号 | 該当箇所   | 意見の要旨   | 処理の結果<br>(案) | 処理の理由等(案)   |
|----|--|---|--------------|---|
| 4  | 第1 森林整備保全事業についての基本的な方針<br>2 森林の整備及び保全の課題<br>(充実した森林資源の活用)      | 森林所有者の森林・林業に関する意欲が失われている中、適正な間伐等の実施や主伐・再造林を推進していくためには森林境界の明確化が重要であり、その旨を第1の「2森林整備及び保全の課題」「(充実した森林資源の活用)」に記載すべき。   | 1            | ご意見のとおり、円滑に森林整備及び保全の事業を進めていくためにも、森林の境界の明確化は重要と考えています。<br>このため、第3の「1(3)事業の効果的な実施」の「(森林施業の集約化等)」の中で、「森林の所有者及びその境界の明確化」を推進し、効率的かつ円滑な森林整備及び保全の実施に努める旨を記述しています。  |
| 5  | 第3 事業実施に当たっての留意事項<br>1 施策連携の強化等<br>(3)事業の効果的な実施<br>(森林施業の集約化等) | 森林は、多くの炭素を吸収していますが、同時にその腐敗によりかなりの量の炭素を大気中に放出しています。このため、放置すれば腐敗する木材等を伐採し、それを化石燃料の代わりに利用することにより、大気中の二酸化炭素の量を減少させることができますとのこと。<br>このような知見を本件計画案に盛り込み、計画的な森林経営を行っていくべきだと思います。 | 1            | ご意見のとおり、間伐等で伐採した木材は、住宅や家具として利用することにより、森林が吸収した二酸化炭素を長期間固定し続けることができます。また、柱や板として利用できない木材については、製紙やパーティクルボード等の木質系材料として利用するほか、木質バイオマス燃料としてエネルギー利用を進めることにより、化石燃料を代替することが可能です。<br>このような考え方も踏まえて、第3「1(3)事業の効果的な実施」の中で「再生可能エネルギー等の多様な分野における新たな木材需要創出等の施策と連携」する旨記載をしています。  |
| 6  | その他  | 前の5年間での目標達成率と、成果についての的確な評価なくして、次の5年間の計画はあり得ない。<br>昭和26年以来の面積や量の変動をはっきりと提示して欲しい。<br>地球温暖化対策としての、間伐の効果に対する評価方法や、計算方法が曖昧である。   | 4            | 現行の森林整備保全事業計画における目標達成状況や評価については、平成25年9月及び平成25年12月の林政審議会資料で示しており、関係資料は、林野庁ホームページで公開しています。<br>掲載場所：<br><a href="http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/singikai/index.html">http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/singikai/index.html</a><br>日本の森林面積や蓄積の昭和41年以降の推移についても、林野庁ホームページの統計情報のページで公開しています。<br>掲載場所：<br><a href="http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/genkyou/h24/2.html">http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/genkyou/h24/2.html</a><br>また、地球温暖化防止対策としての森林吸収量の算出方法についても林野庁ホームページで公開しています。<br>掲載場所：<br><a href="http://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/con_5.html#q2">http://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/con_5.html#q2</a> |
| 7  | その他  | 現在居住している住宅団地の周囲には、藩政期に下級武士によって管理されていた藩林が美林として残されていたが、現在の所有者から第三者に売却され、地域森林計画対象林が皆伐されてしまっている。<br>地方自治体に管理を任せきりにすることなく、法務局と連携して、地域森林計画対象林を守るため、監視の役割を林野庁に担って欲しい。            | 4            | 一般的に、地域森林計画対象森林において、森林法等の法令による規定に基づく管理経営の一環として皆伐を行うことは、「植栽→保育→伐採→植栽」のサイクルを円滑に循環させ、持続的な森林経営を推進し、森林の多面的機能を発揮していくために必要なことと考えられます。<br>なお、森林法に基づく森林計画制度、林地開発許可制度、保安林制度などの諸施策により、森林の有する多面的機能が十全に発揮されるようにしています。  |

| 番号 | 該当箇所  | 意見の要旨   | 処理の結果<br>(案) | 処理の理由等(案)  |
|----|---|---|--------------|--|
| 8  | その他   | <p>間伐の遅れや食害などで、下層植生や樹木の根の発達が進まず土壌を保持する能力が低下している状況にあることは一般的によく言われている。特に、里山や鉄道、道路などの生活圏や人・モノ流動に欠かせないインフラに近い箇所においては、地すべりや斜面崩落などの危険が多い。</p> <p>特に必要性の高い箇所から優先的に防災対策を進めていくためには、森林基本図や森林簿、森林計画図のより詳細な調査が必要であり、国が一定の基準で、土地利用はラスターデータとして定性的に管理するなど、コストを削減しつつ、面的に、定量的・定性的な資源把握を行って欲しい。</p> <p>国土の強靱化と森林保全を進めるため、国有林も含めて、都道府県が独自に徴収している森林税を活用したり、森林保護をビジネスとする民間企業や都道府県に委託やモデルとしての補助を更に積極的に進めることにより、国民(納税者)の理解を得られると感じる。</p> | 4            | <p>本計画は、全国森林計画に沿って、森林整備保全事業を実施した場合、どのような成果が得られるのかを示すための計画です。個別のご提言等につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>  |
| 9  | <p>第2 事業の目標及び事業量</p> <p>1 事業の目標</p> <p>(1)安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与</p> <p>&lt;飛砂害、風害、潮害等の防備&gt;</p> | <p>本計画(案)において、海岸防災林について、飛砂害や風害、潮害に対する保全効果に加えて、津波に対する被害軽減効果が期待されています。</p> <p>海岸防災林の津波に対する被害軽減効果をさらに向上させ、あわせて人命の確保に資するため、ワイヤーや支柱などを用いた樹木補強・流出防止策や、高木を利用した簡易垂直避難場所を設置すべき。</p>  | 2            | <p>ご意見のとおり、津波に強い海岸防災林の整備を推進していくことは極めて重要であると考えています。このため、海岸防災林の整備にあたっては、有識者による検討結果も踏まえつつ、関係自治体が策定する避難場所設置を含む津波防災まちづくり計画とも連携を図りながら取り組んで参りたいと考えています。</p> |